

# Interview

## JBCEの活動と欧州における 化学物質・環境関連法規の 最近の動向



前田氏 2022年7月からJBCEの事務局長を務められる。

JBCE(在欧日系ビジネス協議会)

事務局長 前田 翔三(まえだ しょうぞう)

ポリシーマネージャー 三浦 哲三郎(みうら てつさぶろう)

ポリシーマネージャー 米久保 秀明(よねくぼ ひであき)

コロナ禍に続き、ロシアによるウクライナへの侵攻を受け、欧州は再び試練のときを迎えています。このような情勢の中でも、グリーン関係の様々な政策は、一層の勢いをもって議論され推し進められているように窺えます。現在の欧州の雰囲気や、そこで検討されている種々の政策、また日本企業に関わりのある規制動向を、欧州の最前線で活動なされているJBCEの前田氏、三浦氏、米久保氏に、ご紹介していただきました。欧州からオンラインで応答いただいたホットな情報です。是非参考になさってください。

インタビューは2022年8月末に実施されました。

### JBCEの活動について ロビイング・情報収集・ネットワーキング

—— 本日は、インタビューへのご対応をくださりありがとうございます。JBCE様に本誌へ登場いただくのはこれで4度目となりますが、この度もどうぞよろしくお願いたします。はじめにJBCE様の活動や組織構成について、あらためてご紹介いただくことはできますでしょうか。

前田 こちらこそ、こうした機会をいただきありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

三浦 米久保 どうぞよろしくお願いたします。

前田 それではJBCEの活動の概略について、わたくしから簡単に紹介をさせていただきたいと思えます。JBCE(Japan Business Council in Europe: 在欧日系ビジネス協議会)はベルギーでNPO登録されている組織であり、1999年に設立されて現在23年の歴史があります。当時の欧州は化学物質規制に関わる様々な潮流が押し寄せ始めている過渡期に当たり、在欧州の日系企業もステークホルダーとしてしっかりと声を発していかなければならないという問題意識を持っていまし

た。そうした問題意識から生まれたのがJBCEという組織です。20数社から始まり徐々に賛同を広げ、現在では欧州で根を張って活動する94社が会員企業として名を連ね、EUの政策等に係るロビイング、情報収集、ネットワーキングを軸とした活動に取り組んでいます。

欧州では、ステークホルダーとの多くの対話を通じて政策や規制のアップデートを繰り返し、よりよい規制を実現しようという考え方が根付いています。その中で、ロビイングも当たり前のようになっています。当局の側でも、コンサルテーションを頻繁に行うことで、ステークホルダーの意見を政策に反映させていこうという意識がとても高いと思います。このような意識の在り方は、政策立案過程における欧州の風土を感じさせられる点でもあります。

そうした欧州において、政策や規制の実行可能性、妥当性、産業への影響、公共の利益など、様々な要素を産業界の立場として斟酌しながら、よりよい政策、規制となるよう意見を伝えていくということが、われわれJBCEのミッションであると考えています。

その前提として、正確な情報収集が必要不可欠ですし、情報を得ていく上での日頃のネットワーキング活動がとても大切なものになってきます。

また、そうした活動にはベースとなる知識の獲得の必要がありますので、外部のコンサルタントなども活用しながら、政策動向をモニタリングしてテーマによって頻繁なものは週ごとに会員企業へレポートを届けるということもしております。

## JBCEの委員会活動と当局者との関わり

—— どうもありがとうございます。お話しいただいたような活動は、JBCE様の中でどのような組織構成をして進められているのでしょうか。

前田 EUには様々な政策分野がありますので、政策ごとに委員会を立ち上げ活発に意見を交わすことで、ロビイングの方針を検討したり、当局者へ提言するポジションペーパー(意見書)の作成をしたりということをしています。なお、EUにおける政策はかなり幅広く、量も質も膨大なものであるために、委員会ではprimary issue(優先課題)を定めて活動を進めています。

- 委員会:
  - 企画委員会
  - CSR委員会
  - デジタル・イノベーション委員会
  - 環境・エネルギー委員会
  - 基準認証委員会
  - 通商委員会

委員会活動においては、ときに欧州委員会(欧州の行政府に相当し、発議権を持つ)の管理職レベル、ユニット長レベルを招いて、彼らが考えていることをお話しいただいたり、法案の中身について理解を深めるために疑問点をぶつけさせていただいたりということをしています。その際彼ら政策当局者に、われわれの懸念や考えを伝えていくことをしています。

一方で欧州議会のメンバーへのアプローチも大切な取り組みです。欧州委員会によってまとめられた法案が欧州議会に提出されてからは、「ラポター」と呼ばれる担当議員が、法案の修正を取りまとめて議会としての修正案を提示していくという重要な役割を果たしていますので、こうしたラポターの方々との意見交換を重ねていくということも、われわれのロビイング活動の一つになっています。

なお、欧州においては、提出された法案が議会側で大幅に修正されるというケースもまったく珍しいことではありません。そのため、欧州委員会だけにアプロー

チを掛けても不十分であり、議会側にも相応の根回しをすることが大切になるのです。欧州委員会(行政・発議)と欧州議会(立法)、さらには、欧州理事会と、三者に目配せをしながらをしていかなければなりません。

三浦 欧州委員会と欧州議会と、いずれもJBCEの事務所から徒歩10分ほどの距離に位置しますので、コロナ禍の期間は難しいこともありましたが、時間があえばこちらまでお越しいただけることも少なくありません。

## コロナ禍の影響と現状

—— ここ2,3年のコロナ禍による活動への影響はいかがでしたでしょうか。また、現在はどのような状況でしょうか。

前田 昨年一昨年は、ブリュッセルでも厳格なロックダウンが敷かれるなど、影響は甚大なものでした。JBCEの委員会活動はもちろんのこと、対外的な対面での打ち合わせについても困難な状況が続きました。可能な限りオンラインでの対話の機会を活用してはいましたが、欧州ではやはりフェイスtoフェイスでランチを共にするといったようなことが大切な意味を持ちますので、そういった様々なことにかなり制限が掛かっていたのは事実です。

今年の4月以降はそういった制限は撤廃されましたので、JBCEの委員会活動をはじめ、再びフェイスtoフェイスの機会を重ねていきたいと思っています。とはいえ今回のコロナ禍を経て、欧州でもウェブの利用が格段に広がりました。非常に便利でメリットも多いものですから、フェイスtoフェイスの機会とあわせて、それぞれのよいところを上手く使い分けられることができればと思います。

参考まで、こちらは制限が解けてから今年の夏にサマー・ガーデンパーティーという催しを行った際の写真です。日系企業関係者はもちろんですが、当局者あるいは重要なプレイヤーである政策コンサルタントの皆さんもお招きして交流を深めることができました。欧州委員会の局長クラスにも複数名ご参加いただいております、夏休み前の大きなイベントとなりました。

三浦 2年ぶりの開催でしたので、待ち望んでいたという声をいただいています。



サマー・ガーデンパーティー 2022年夏

# 個品危険物のコンテナ海上運送に求められる対応

## 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示について

(一財)新日本検定協会 ケミカル・エネルギーグループ 安全環境室

### はじめに

貨物の海上運送は、陸上運送や航空運送に比較して一度に大量の貨物を経済的に運送できるメリットを有している一方、海上という特殊な環境下で行われるものであることから、特に危険物の運送については、その安全確保のために各種の規制が設けられている。

海上運送は船舶の貨物艙やタンク等に直接積載されるばら積み運送と、容器や包装を使用した個品運送に大別されるが、本稿ではコンテナで海上運送される個品危険物について、荷送人の義務として国内法令に掲げられた規定の概要を示し、留意すべき事項等を解説する。ただし、危険物のうち放射性物質等については、荷送人が特定の者に限られるため、説明事項から除外した。本稿には法令の条項の参照や条文の抜粋を多く含んでいるが、関係する規定を網羅するものではなく、また原則を示した一般規定に対して、個々の危険物への個別規定又は除外条件などが設けられている場合もあり、さらには規則改正も行われていく性質のものであるため、実際の運送にあたっては関係者が自らの責任において、現行の規則を確認し、対処することが必須となる。

### 1. 国際規則等の枠組みと国内法令の関係

危険物の国際間での運送においては、各国政府が独自の規制を行うことは円滑な流通の障害となることから、危険物の定義をはじめとする認識の違いを調和し、安全性を確保するために、国連の専門家委員会において、「危険物輸送に関する勧告」(Recommendations on the transport of dangerous goods 以下「危険物勧告」)が策定されている。危険物勧告では、複合一貫輸送においても共通認識を保つため陸海空の全運送モードを対象としており、危険物の等級、国連番号等の分類・識別、容器・包装や隔離等の輸送要件等を示して、危険物の運送に係る遵守事項等を勧告するものとなっている。

陸海空の全運送モードのうち、本稿の主な対象である海上運送では、危険物勧告を受けて海事に係る国連の専門機関である国際海事機関(International Maritime Organization 以下「IMO」)において、海上運送における特殊性を考慮した危険物の取扱いの具体的要件を検討し、「国際海上危険物規程」(International Maritime Dangerous Goods Code 以下「IMDGコード」)が策定されている。このIMDGコードは、策定当初においては、船舶の安全確保に係る国際条約である「海上における人命の安全のための国際条約」(以下「SOLAS条約」)で参照される推奨基準という位置付けであったが、

SOLAS条約の改正によって2004年以降は、同条約の締約国において、強制的に適用される基準となっている。

また、船舶からの汚染防止に係る国際条約である「海洋汚染防止条約」(以下「MARPOL条約」)の附属書Ⅲ(容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則、1992年発効)では、このIMDGコードで海洋汚染物質とされたものを有害物質と定義し、これを対象として、包装、表示、標札等に関する規則を定めている。

このような条約に基づく国際的共通ルール策定の動きに対応して、我が国はSOLAS条約及びMARPOL条約のいずれについても早い段階で締結しており、その確実な実施を図るために、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」)、これら法律の関係省令、告示等の国内法令に前述の条約及びIMDGコードの内容を取り入れている。

なお他の運送モードについて概略を述べると、航空運送においては、危険物勧告に準拠して「国際民間航空条約」(シカゴ条約)の第18附属書、技術指針(Technical Instructions)等の国際的なルール・基準が策定され、これらの内容が航空法、同法施行規則、告示等の国内法令に取り入れられて規制が実施されている。

また陸上運送においては、国際間での陸上運送が行われる欧州諸国では、道路運送、鉄道運送に関しても、道路による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定(ADR)、鉄道による危険物の国際輸送に関する規則(RID)といった国際取決めが策定され、これらにおいては国連の危険物勧告に準拠した危険物運送に係るルールが定められている。これに対して、我が国においては、危険物勧告の内容とは別途、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、道路法等の各法律において、それぞれの法目的に対応した

規制対象の物質・物品が定められ、規制が実施されている。

ここからは上述した海上運送における国内法令についてさらに説明する。まず船舶安全法第28条第1項において下段の枠内のように、危険物の収納、積付その他の運送及び貯蔵に関する技術的基準と、その技術的基準への適合を証する検査については、国土交通省令を以って定める旨を規定している。

船舶安全法 第二十八条

危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準
- 二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

この規定に基づき、危険物の運送に関する技術的基準を定める国土交通省令として「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(以下「危規則」)が制定され、さらに危規則に基づく告示として「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(以下「危告示」)等が制定されており、IMDGコードに規定された危険物を海上運送する際に遵守すべき基準が国内法令に取り入れられている。また海洋汚染物質に係る事項については、海防法第38条第1項第4号で、排出があった場合に通報しなければならないものの一つに「ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるもの」が規定され、当該物質のばら積み以外の方法での輸送(個品運送)における容器、表示及び船舶への積載方法等が、同法第43条の8に基づく同法施行規則及び告示で規定されており、当該規則等の内容は、MARPOL条約附属書Ⅲ及びIMDGコードに準拠して定められている。

# 台湾における 化学物質規制の概要と最新動向

(株)アジアンエクスプレス

化学品情報管理部 清本 珠音(きよもと じゅね)

## はじめに

本稿では、台湾の新化学物質や既存化学物質の登録制度や台湾のSDS、ラベル制度の概要を説明し、台湾への化学物質輸出業務などに携わる方が実務上で活用できる情報を提供することを主たる目的とし、関連する最新情報についてもご紹介する。

## 1. 台湾の化学物質登録の枠組み

### 1.1 化学物質登録の枠組みと所管当局

化学物質を台湾に輸出するために必要な登録に関連する法律として、行政院環境保護署(EPA)が所管する「毒性及び懸念化学物質管理法」<sup>1)</sup>及び労働部(MOL)の職業安全衛生署(OSHA)が所管する「職業安全衛生法」<sup>2)</sup>がある。「毒性及び懸念化学物質管理法」は、旧「毒性化学物質管理法」から始まり、その後国際的な化学物質管理の潮流に沿うように改訂を重ねてきたが、2019年1月には毒性化学物質以外に懸念化学物質を新たに管理対象として追加し、「毒性及び懸念化

学物質管理法」として修正公布したあと、2020年1月より全面施行された。

この「毒性及び懸念化学物質管理法」の下位法として「新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法」<sup>3)</sup>が制定されているが、台湾の新化学物質、及び既有化学物質(既存化学物質の意)の登録は、この弁法により管理される。「新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法」は、2021年11月23日の改正内容が一番最近のバージョン(2021年11月25日発効)になり、本稿でも最新の改正内容をご紹介する。

「職業安全衛生法」は、2013年に旧「勞工安全衛生法」が改正され「職業安全衛生法」に名称変更された。最近では2019年5月に改正されている。「職業安全衛生法」の下位法として、「新化学物質登記管理弁法」<sup>4)</sup>があるが、登録窓口は、EPAの担当部局である毒物及び化学物質局(TCSB)に統一されている。

台湾の化学物質登録及び台湾への化学物質輸出の際に関連する所管当局と規制法を図表1に示す。

図表 1 台湾の化学物質登録に関連する所管当局と規制法

主管部門	行政院 環境保護署 (EPA)	労働部 職業安全衛生署 (MOL OSHA)
法律	毒性及び懸念化学物質管理法 (旧毒性化学物質管理法) 2020年1月16日改正	職業安全衛生法 (旧勞工安全衛生法) 2019年5月15日改正
化学物質登録弁法	新化学物質及び既有化学物質 資料登記弁法 2021年11月23日改正	新化学物質登記管理弁法 2015年8月19日改正
登録窓口	EPA 毒物及び化学物質局 Toxic and Chemical Substances Bureau	
SDS、ラベルの作成	毒性及び懸念化学物質標示 及び安全資料表管理弁法 (毒性及び懸念化学物質管理法第17条 第2項及び第27条第2項の規定に準拠)	危害性化学品標示 及び通識規則 (職業安全衛生法第10条第3項の 規定に準拠)

## 1.2 登録対象の物質

労働部職業安全衛生署(MOL OSHA)のプラットフォームで公開されている既有化学物質インベントリ(Taiwan Existing Chemical Substance Inventory, TCSI)<sup>5)</sup>に収録された化学物質は、台湾の既存化学物質になり、未収録の物質は、台湾の新化学物質である。2015年のTCSI更新時には約10万の既存化学物質が収録されていたが、2022年10月現在の収録数は、19万5千以上になっている。TCSIはCAS番号、中文と英文の化学物質名称から検索でき、物質を特定することができるが、秘密保持されている物質は、シリアル番号での検索のみ可能で、物質を特定することはできないため、既存化学物質を届出した当事者以外がその物質について情報確認することは不可能である。

また、中国の査新制度のように、特定の化学物質が既存化学物質インベントリに収録されているか否かを問い合わせる制度は存在しないため、秘密保持されている物質が台湾の新化学物質なのか、既存化学物質なのかを判断することは困難である。

なお、システムが識別する優先順位は、CAS番号またはシリアル番号>英文化学物質名称>中文化学物質名称の順になっている。

TCSIに未収録の物質は、台湾の新化学物質としての登録が必要になり、TCSIに収録されている既存化学物質は、条件により第1段階と標準登録(第2段階)の対応が義務付けられる。

秘密保持の期間は、既存化学物質インベントリへの

収録前後で最長15年の秘密保持が可能であるが、秘密保持の期間を過ぎた物質は、プラットフォーム上で情報公開される。

なお、TCSIは現在のところ検索サービスが提供されるのみで、すべての既存化学物質のリストをダウンロードすることはできない。

その他、行政院環境保護署(EPA)のプラットフォーム<sup>6)</sup>では、新化学物質と既存化学物質の登録状況を検索することができる。

## 1.3 登録免除の物質

「新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法」を適用しない物質または物品については、登録が免除される。弁法不適用の物質または物品は、以下の通りである。

- 1) 天然物質
- 2) 試運転用機械または設備に付随する化学物質
- 3) 反応タンクまたは製造工程において、化学反応進行中で分離できない中間体(中間産物)
- 4) 国家の安全または国防上必要な物質
- 5) 税関が監督管理する化学物質
- 6) 製造工程中で放出される、または発生する廃棄化学物質
- 7) 商業用途ではない副産物または不純物
- 8) 混合物(混合物中の個別の成分は弁法不適用の対象ではない)
- 9) 成形品



## EU LIFE Project AskREACH

CiP(製品含有化学物質)アドバイザー  
地頭園 茂 (ごとうその しげる)

REACH規制におけるSVHCは、化学物質管理に従事されるみなさまが注目されている物質だと思います。EUでは製造事業者だけでなく、製品を使用する消費者も大きく関心をもっています。今回は、EU域内消費者向け製品のSVHC含有情報の提供プロジェクトについて取り上げます。EU域内消費者の意識やプロジェクトの概要などをご解説いただきましたので、ぜひご一読ください。

### はじめに

市民の健康と環境を守るため、欧州連合はREACH(化学物質の登録、評価、認可および制限)と呼ばれる化学物質法を制定した。REACHは、いわゆる高懸念物質を特定し、認可対象候補物質リストに掲載して公開している。さらに、このリストの物質が重量で0.1%を超える濃度で成形品に含まれているかどうかについて「知る権利」を消費者に付与して、消費者の要求に応じて、45日以内に情報を提供する義務を成形品のサプライヤーに課している。

化学物質情報入手に関する消費者の知る権利を付与した法律は、REACHが初めてである。

消費者の知る権利を活用して安全な製品を支持することにより、高懸念物質の代替を早め、ばく露を回避し、環境汚染を減らすという趣旨と考えられる。

この法律の趣旨にのっとり、高懸念物質に関する消費者の知る権利の活用をさらに容易にすることにより、高懸念物質フリー化を促進するAskREACHプロジェクトが実施されている。

### 1. SVHCについて

日用品には何千もの物質が使用されている。リスク評価したところ、私たちの健康と環境に長期的な影響を及ぼす強い懸念が特定された物質があった。

高懸念物質(SVHC:Substances of Very High Concern)は、REACH規則第57条で規定された以下の基準(a)~(f)の1つ以上に該当する物質で、附属書XIVの認可対象物質の候補となる。

SVHCの規定(第57条)

- (a) 発がん性区分1Aまたは1Bの物質
- (b) 変異原性区分1Aまたは1Bの物質
- (c) 生殖毒性区分1Aまたは1Bの物質
- (d) PBT物質(難分解性、生物蓄積性、毒性のある物質)
- (e) vPvB物質(極めて難分解性で生物蓄積性が非常に高い物質)
- (f) その他、人の健康や環境に重大な影響が起これうる科学的な証拠があり、(a)~(e)と同等の懸念を引き起こす物質。例えば、内分泌かく乱物質等(個別に検討)。



# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第76回

# 富士通ゼネラルにおける 製品含有化学物質管理の取組み

(株)富士通ゼネラル 空調機技術企画室 環境規格部  
清水 茉莉花 (しみず まりか)

### はじめに

当社は、1936年の創立以来、多くの電機電子製品の製造販売を通じて、普遍的な快適さを提供してきました。現在は業務用から家庭用まで各種空調機器を主力に、消防・防災、外食産業、医療機関向けなどの情報通信システム、車載カメラ、ユニット製品等の電子デバイスの製造販売を行っている。

主力の空調機は1960年より事業を開始し71年に中東向けから海外輸出を始め、欧州、北米、豪州、アジ

アなど100か国以上に販売網を拡大し、中東をはじめ多くの国・地域でトップブランドとして認知されている。

さらに、エアコンに用いられるヒートポンプ技術は石油やガスなどの化石燃料を用いる暖房機器から置き換えることで、温室効果ガスの排出量削減が期待できる技術である。当社は「世界の暖房文化を変える」を使命として掲げ、「サステナブルな暖房」であるエアコンの提供を通じて温室効果ガス削減を推進している。

月刊

# 化学物質 管理



Vol.07 2022/8～2023/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)

体裁：A4 モノクロ

頁数：70-100頁  
(号により変動)

価格：49,500円  
(税込(消費税10%)/  
年間購読：12冊)

ISSN:2424-1180

## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### 充実の ラインナップ

### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツールなど喫緊の課題の動向・対応策

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など関連官庁をはじめ、工業会、大手企業など業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、化学物質管理に関する取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！  
詳細・申込はホームページをご確認下さい。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。  
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！  
化学物質管理に関する情報をお届けします。

